

平成17年5月

## 1. 設置の趣旨

本年2月16日に発効した京都議定書に基づく我が国のCO<sub>2</sub>排出削減目標の達成に向けては、運輸部門全体からの排出量抑制について更なる努力を要する状況にあり、低燃費車等の開発・普及に加え、利便性を確保しつつ排出原単位の少ない交通モードへの転換を図ることにより環境負荷の小さい交通体系の構築を進めることが必要である。

物流分野においては、既に物流事業者（サービスの供給者）と荷主（サービスの提供者）が連携した取組みが行われており、人流分野においても事業者の自主的な取組みを基本としつつ同様の取組みを進めていく必要がある。

具体的には、運輸部門からのCO<sub>2</sub>排出量の約半分が自家用自動車によるものであり、そのうちの大半が買物や通勤、業務等の企業の事業活動に関する自家用自動車の使用に起因するものであることを踏まえ、交通事業者（交通サービスの提供者）による利便性向上策等の取組みの更なる強化を行うとともに、企業等（交通サービスの提供者を受ける側）による公共交通機関への転換等の取組みの促進を図ることが重要である。

中国地方においても、このような観点から、有識者、経済団体、交通事業者団体、主要自治体等関係者が参集した中国地方公共交通利用推進等マネジメント協議会（以下「協議会」という。）を組織し、関係者の協議に基づく具体的かつ実践的な行動を通じ、公共交通機関の利用推進等による環境負荷の小さい交通体系の構築を促進するものとする。

## 2. 協議及び活動事項

- (1) 公共交通機関の利用推進等に関する交通サービスの需要者である企業等と交通事業者等との連携による具体の取組みの促進並びに理解の増進
- (2) (1)に関する情報の交換に関する事
- (3) 公共交通機関の利用推進等についての国民に対する啓発活動に関する事
- (4) その他公共交通機関の利用促進等に関して適切と考えられる事

## 3. 組織

- (1) 協議会には、座長を置くこととし、委員の中から互選により選出する。
- (2) 協議会の委員は、別紙のとおりとする。
- (3) 協議会は、必要に応じ別紙に掲げる者以外の者を委員として追加することができるものとする。

## 4. 事務局

協議会の活動の円滑な実施を確保するため、協議会に事務局を置き、中国経済産業局資源エネルギー環境部参事官（エネルギー対策担当）及び中国運輸局交通環境部環境課がその任にあたる。

## 5. その他

上記に定めるもののほか、協議会の運営方法等については、協議会において定める。